

平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する  
評価の結果についての意見への対応状況について

資料2-3

内閣府独立行政法人評価委員会  
沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会

【内閣府所管法人共通事項】

	政独委からの指摘事項	対応状況
1	各府省の独立行政法人評価委員会においては、評価結果を分かりやすく説明するために、評価の基準の明確化等について考慮した説明を行うべき。	指摘事項について、第31回内閣府独立行政法人評価委員会（平成21年2月）において事務局より説明があり、同委員会では、より厳正な評価をしていくことを確認した。
2	法人の保有資産の見直しの取組に関する評価を行う際には、監事監査等を活用した評価等も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。	項目別評価表の評価の視点に、機構の保有資産であるシーサイドハウスについて、「有効活用のための検討が行われ、適切な措置が講じられたか」を盛り込んでいる。さらに「その他の主要な固定資産の活用状況」についても評価の視点に盛り込み、監事からの意見も踏まえ、評価を行うこととしている。
3	官民競争入札等の活用に関する評価を行う際には、「官民競争入札等の活用について、検討が適切に行われているか。」を評価指標の一つに設定し評価するような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。	官民競争入札等の活用については、平成19年度の項目別評価において、活用実績がないことの妥当性について評価を行った。
4	コンプライアンスを実践するための具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」の策定及び活用等の状況を明らかにさせて評価を行うような取組も参考にしつつ、内部統制の体制の整備状況の評価のみならず内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価を行うことが望ましい。	項目別評価表の別紙に具体的な視点の例として、「「コンプライアンス・マニュアル」の策定及び活用、職員に対する研修の実施、ITの活用等によるワークフローの明確化等、コンプライアンス確保に向けた具体的な取組が行われているか」を盛り込んでいる。
5	給与水準について十分な説明責任を果たすことが求められており、特に、国家公務員と比べて給与水準が高い場合、国民の理解を得ることがより困難と考えられることから、評価に当たっては、法人の説明を踏ま	項目別評価表の評価の視点に、「給与水準について業務内容等の観点から国民の理解が得られる説明になっているか」を盛り込んでいる。

	政独委からの指摘事項	対応状況
	えてより慎重に給与水準の適切性の検証に取り組むこと	

【個別の指摘事項】

	政独委からの指摘事項	対応状況
1	各年度の業務が着実に進捗し、十分な成果を上げているかという観点からのより厳格な評価を行うとともに、予算の繰越と施設整備の進捗との関連性についての評価結果において言及するなど、評定理由をより分かりやすく説明すべき。	第11回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会（平成21年2月）で、より厳格な評価と評定理由の分かりやすい説明を行うことを確認した。特に、繰越と業務の進捗状況との関係については、項目別評価表の評価の視点に、「繰越がある場合には、業務の進捗との関係を示しているか」を盛り込み、厳正に評価することとしている。
2	給与水準の評価に当たっては、公表された法人の説明を踏まえた給与水準の適切性の検証を行うべき。	項目別評価表の評価の視点に、「給与水準について業務内容等の観点から国民の理解が得られる説明になっているか」を盛り込んでいる。
3	会計規程等において国の契約の基準と異なる包括的随契条項を設けること、予定価格の作成の省略に関する取扱いに係る金額基準を国の基準より高く設定していることについて、その規程の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要がある。	項目別評価表の別紙に具体的な視点の例として、「会計規程、契約事務取扱規則が、国の基準と比較して適切か（総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価（契約の適正化に係るもの）（平成21年1月）の指摘内容を踏まえ、適切な対応が取られているか）」を盛り込んでいる。
4	法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき。	項目別評価表の別紙に具体的な視点の例として、「一般競争入札のうち、1者応札率が高い場合には、その理由別の内訳が示されているか。制限的な応札条件が設定されていないか。競争性・透明性が十分に確保されているか。」を盛り込んでいる。